

森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 <u>人工林の多くが利用期に達しており、この豊富な森林資源を余すことなく活用し、原木の安定供給とともに森林資源の循環利用を進めるため、県は、林業適地において計画的かつ効率的な資源利用と確実な再造林を目指す一団の森林を集約化した森の工場（以下「森の工場」という。）において、林業コストの縮減による林業収支のプラス転換、人材育成等</u>に取り組む事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、森林整備事業及び木材生産に関する事業に必要な経費を予算の範囲内で補助する。</p> <p>(事業区分、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助の要件)</p> <p>第3条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）に係る事業区分、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び<u>補助の要件</u>は別表第1 <u>－1及び別表第1－2</u>に定めるとおりとする。</p> <p>2 補助事業の事業実施期間は、森の工場ごとに<u>定める</u>。</p> <p>第4条～11条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(補助目的及び補助対象事業)</p> <p>第2条 <u>木材価格の低迷等厳しい経済状況の中においても、林業経営が成り立つ仕組みづくりを進めるとともに、地域の森林整備を担う事業者の育成及び雇用の場の拡大を図ることが求められているため、県は、資源利用を目指す一団の森林を集約化した森の工場（以下「森の工場」という。）において、事業収益性の向上、雇用の安定、所得の向上等を実現することを目的として、木材の安定供給及び原木増産体制の構築に意欲的に取り組む事業者（以下「補助事業者」という。）に対し、森林整備事業及び木材生産に関する事業に必要な経費を予算の範囲内で補助する。</u></p> <p>(事業区分、事業実施主体、補助対象経費、補助率、<u>補助限度額</u>、<u>事業実施期間及び補助対象回数</u>)</p> <p>第3条 前条に規定する事業（以下「補助事業」という。）に係る事業区分、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び<u>補助限度額</u>は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 補助事業の事業実施期間は、森の工場ごとに<u>原則5年とする。ただし、やむを得ない理由により、事業実施期間の延長が必要であると知事が認めた場合は、補助事業者は高知県森の工場活性化対策事業実施要領第5に基づく計画の変更を行うことができる。この場合において、延長することができる年数は最大5年とする。</u></p> <p>3 <u>森の工場の計画期間終了後、再度同一箇所において森の工場の計画を作成し、事業を実施する場合に補助の対象となる回数は、同一施業地ごとに2回までとし、2回目については、1回目の施業実施の翌年度から起算して10年目以降とする。</u></p> <p>第4条～11条 (略)</p>

森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則                      1 (略)                      2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。                      上記2以下の附則 (略)</p> <p><u>附 則</u>  <u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則                      1 (略)                      2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。                      上記2以下の附則 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>

森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後					改正前			
別表第1 <u>二一</u> (第3条関係)					別表第1 (第3条関係)			
事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助の要件	事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率及び補助(限度)額
森の工場活性化対策事業  (1) 間伐材搬出支援事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業者等	6から12齢級まで(ただし、齢級の上限を、造林事業については長伐期施業を行う13齢級から市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に2を乗じた齢級までとし、木材安定供給推進事業については齢級の上限は無しとする。)の人工林に係る間伐の実施、搬出及び運搬に要する経費	定額 素材及びチップ等端材1立方メートル当たり900円。ただし、下限は1ヘクタール当たり30立方メートル、上限は1ヘクタール当たり80立方メートルとする。なお、チップ等端材1トンは、1.2立方メートルとする。	<u>令和6年3月31日までに施業に関する契約が行われている事業であること。</u>	林業就業者技術向上支援事業  (1) 間伐材搬出支援事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業者等	6から12齢級まで(ただし、齢級の上限を、造林事業については長伐期施業を行う13齢級から市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に2を乗じた齢級までとし、木材安定供給推進事業については齢級の上限は無しとする。)の人工林に係る間伐の実施、搬出及び運搬に要する経費	定額 素材及びチップ等端材1立方メートル当たり900円。ただし、下限は1ヘクタール当たり30立方メートル、上限は1ヘクタール当たり80立方メートルとする。なお、チップ等端材1トンは、1.2立方メートルとする。
		森林整備及び効率的な作業システムに必要な作業道の開設に要する経費	造林事業等の補助対象事業費(木材安定供給推進事業にあっては、査定事業費)の12パーセント以内。(造林事業の補助率が10分の4である場合にのみ、当該事業の補助対象とする。)ただし、令和3年4月1日以降、新たに森の工場事業実施計画を策定した場合は、当該計画の既設路網密度が1ヘクタール当たり100メートルを超える場合は、査定事業費の6パーセント以内。 造林事業等と当事業の補助金の合計額が事業費(実行経費)を上回る場合は、事業費から造林事業等の補助金額を差し引いた額以内とする。				(2) 作業道整備事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業者等

森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後					改正前	
<u>別表第1-2 (第3条関係)</u>					(追加)	
事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助の要件		
森の工場活性化対策事業	(1)間伐材搬出支援事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業者等	6から12齢級までの人工林に係る間伐の実施、搬出及び運搬に要する経費	<p>定額                      素材及びチップ等端材1立方メートル当たり900円以内。ただし、下限は1ヘクタール当たり30立方メートル、上限は1ヘクタール当たり80立方メートルとする。なお、チップ等端材1トンは、1.2立方メートルとする。</p> <p>定額                      ただし、造林事業又は木材安定供給推進事業に当事業の補助金を加えた合計額が事業費(実行経費)を上回る場合は、事業費から造林事業等の補助金額を差し引いた額以内とする。</p> <p>ア 幅員3.0メートル未満                      1メートル当たり200円以内                      イ 幅員3.0メートル以上                      1メートル当たり600円以内</p>	令和6年4月1日以降に施業に関する契約が行われており、市町村森林整備計画における特に効率的な施業が可能な森林の区域内かつ森の工場内における事業であること。	
	(2)作業道整備事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業者等	森林整備及び効率的な作業システムに必要な作業道の開設に要する経費			

森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後			改正前		
別表第3（第4条関係） 添付書類等の内容			別表第3（第4条関係） 添付書類等の内容		
事業区分	添付書類等	添付書類等の内容	事業区分	添付書類等	添付書類等の内容
<u>森の工場活性化対策事業</u>		造林事業等で確認できるものについては、省略することができる	<u>1 林業就業者技術向上支援事業</u>		造林事業等で確認できるものについては、省略することができる
(1) 間伐材搬出支援事業	○積算根拠資料	ア 造林事業及び木材安定供給推進事業の搬出材積集計表 イ 実行経費が確認できるもの <u>ウ 契約日が確認できるもの</u>	(1) 間伐材搬出支援事業	○積算根拠資料	ア 造林事業及び木材安定供給推進事業の搬出材積集計表 イ 実行経費が確認できるもの
	○施業地位置図	間伐施業区域が確認できる5,000分の1の図面及び50,000分の1の位置図		○施業地位置図	間伐施業区域が確認できる5,000分の1の図面及び50,000分の1の位置図
(2) 作業道整備事業	○積算根拠資料	ア 実行経費が確認できるもの イ 査定設計書 <u>ウ 契約日が確認できるもの</u>	(2) 作業道整備事業	○積算根拠資料	ア 実行経費が確認できるもの イ 査定設計書
	○施工地位置図	延長、線形等の設置位置が確認できる5,000分の1の図面及び50,000分の1の位置図		○施工地位置図	延長、線形、構造物等の設置位置が確認できる5,000分の1の図面及び50,000分の1の位置図
<p>※1 申請書を提出する際は、電子データも併せて提出してください。</p> <p>※2 <u>施業について、契約によらず直営で行うものについては着手日が確認できるものを添付してください。</u></p>			<p>※申請書を提出する際は、電子データも併せて提出してください。</p>		

森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前																																																																										
<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;"><b>事業内訳書</b></p> <p>●事業実施主体及び事業地に関すること</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">事業実施主体名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森の工場名</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注)当該申請に係る森の工場名は、全て記入してください。</p> <p>●事業実施に関すること</p> <p>①事業総括表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">事業費内訳</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>森の工場活性化対策事業補助金</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>間伐材搬出支援事業</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="3">事業費内訳</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>森の工場活性化対策事業補助金</th> <th>造林事業等補助金</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業道整備事業</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 事業費内訳のその他とは、市町村費、事業主体負担金等をいいます。  <u>2 高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱第4条第3項に規定する消費税仕入控除税額等を除いた金額を記入してください。</u></p> <p>②事業別内訳表                  事業ごとに別紙2及び別紙3の内訳表を添えてください。</p>	事業実施主体名		森の工場名		事業名	事業費	事業費内訳		備考	森の工場活性化対策事業補助金	その他	間伐材搬出支援事業	円	円	円		事業名	事業費	事業費内訳			備考	森の工場活性化対策事業補助金	造林事業等補助金	その他	作業道整備事業	円	円	円	円		計						<p>別紙1</p> <p style="text-align: center;"><b>事業内訳書</b></p> <p>●事業実施主体及び事業地に関すること</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;">事業実施主体名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>森の工場名</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注)当該申請に係る森の工場名は、全て記入してください。</p> <p>●事業実施に関すること</p> <p>①事業総括表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">事業費内訳</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>森の工場活性化対策事業補助金</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>間伐材搬出支援事業</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="3">事業費内訳</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>森の工場活性化対策事業補助金</th> <th>造林事業等補助金</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>作業道整備事業</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 事業費内訳のその他とは、市町村費、事業主体負担金等をいいます。  <u>2 高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱第4条第3項に規定する消費税仕入控除税額等がある場合、「備考」欄に金額の内数として記入してください。</u></p> <p>②事業別内訳表                  事業ごとに別紙2及び別紙3の内訳表を添えてください。</p>	事業実施主体名		森の工場名		事業名	事業費	事業費内訳		備考	森の工場活性化対策事業補助金	その他	間伐材搬出支援事業	円	円	円		事業名	事業費	事業費内訳			備考	森の工場活性化対策事業補助金	造林事業等補助金	その他	作業道整備事業	円	円	円	円		計					
事業実施主体名																																																																											
森の工場名																																																																											
事業名	事業費	事業費内訳		備考																																																																							
		森の工場活性化対策事業補助金	その他																																																																								
間伐材搬出支援事業	円	円	円																																																																								
事業名	事業費	事業費内訳			備考																																																																						
		森の工場活性化対策事業補助金	造林事業等補助金	その他																																																																							
作業道整備事業	円	円	円	円																																																																							
計																																																																											
事業実施主体名																																																																											
森の工場名																																																																											
事業名	事業費	事業費内訳		備考																																																																							
		森の工場活性化対策事業補助金	その他																																																																								
間伐材搬出支援事業	円	円	円																																																																								
事業名	事業費	事業費内訳			備考																																																																						
		森の工場活性化対策事業補助金	造林事業等補助金	その他																																																																							
作業道整備事業	円	円	円	円																																																																							
計																																																																											



森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後

改正前

別紙3  
作業道整備事業 内訳表

単位:円

森の工場名	路線名	構造規格 又は規模		事業量	補助率	実行経費	補助対象 事業費 (査定事業費)	事業費内訳			造林事業 申請半期	申請番号	木材安定 供給推進 事業	特に効率的な施策 が可能な 森林	契約日
		W=	m					L=	m	円/m					
計															

別紙3  
作業道整備事業 内訳表

単位:円

森の工場名	路線名	構造規格 又は規模		事業量	単価	実行経費 (投拠金)	補助対象事業費 (査定事業費)	事業費内訳			造林事業		木材安定供給 推進事業
		W=	m					L=	m	円/m	森の工場活性化対策事業	造林事業等	
計													

- (注) 1 幅員(W)は小数点1位止め、延長(L)は整数止めとしてください。
- 2 補助率は、要綱別表第1-1による場合には、補助率(6%又は12%)を記入してください。
- 3 実行経費が森の工場活性化対策事業費補助金額と造林事業等の補助金の合計額を下回る場合は、事業費を補助の上限額としてください。
- 4 事業費内訳のその他とは、市町村費、事業主体負担金等をいいます。
- 5 補助対象事業費(査定事業費)は、要綱別表第1-1による場合に記入し、事業地の所在地を管轄する林業(振興)事務所と調整して記入してください。
- 6 補助事業が木材安定供給推進事業の場合は、「木材安定供給推進事業」の欄に○を記入してください。
- 7 事業実施箇所が特に効率的な施策が可能な森林の区域内の場合は、「特に効率的な施策が可能な森林」の欄に○を記入してください。
- 8 契約日の欄には、施業について契約を行った日を記入してください。なお、直営で行ったものについては着手日を記入してください。
- 9 高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱第4条第3項に規定する消費税付入控除税額等を除いた金額を記入してください。

- (注) 1 幅員(w)は小数点1位止め、延長(L)は整数止めとしてください。
- 2 実行経費(投拠金)が補助対象事業費(査定事業費)の12パーセント(又は、6パーセント)と造林事業等の補助金の合計額を下回る場合は、事業費を補助の上限額としてください。
- 3 事業費内訳のその他とは、市町村費、事業主体負担金等をいいます。
- 4 補助対象事業費(査定事業費)については、事業地の所在地を管轄する林業(振興)事務所と調整して記入してください。
- 5 補助事業が木材安定供給推進事業の場合は、「木材安定供給推進事業」の欄に○を記入してください。